

臨時代理について

熊本市教育委員会教育長事務委任等規則（昭和27年教育委員会規則第6号）第4条第1項の規定に基づき、令和3年度熊本市一般会計補正予算（9月補正予算）の見積もりを別紙のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定により、これを報告するとともに承認を求める。

熊本市教育長 遠藤 洋路

（提出理由）

令和3年度熊本市一般会計補正予算（9月補正予算）について、熊本市教育委員会教育長事務委任等規則（昭和27年教育委員会規則第6号）第4条第1項の規定により臨時に代理したので、同条第2項の規定により教育委員会に報告し、その承認を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

教育委員会事務局・令和3年度補正予算総括表

1. 一般会計

〔歳出〕

(単位：千円)

款・項・目	補正前の額	補正額	補正後の額
(款) 55教育費	60,926,423	▲ 18,774	60,907,649
(項) 40社会教育費	2,442,076	▲ 18,774	2,423,302
(目) 25青少年教育費	1,384,910	▲ 18,774	1,366,136
所管予算合計	60,926,623	▲ 18,774	60,907,849

〔債務負担行為補正〕

(追加分)

(単位：千円)

事項	期間	限度額
児童育成クラブ利用者負担金徴収システム構築業務委託	令和3年度～令和4年度	17,500

【新規事業の表示】

次ページ以降の資料に記載される事業のうち新規事業については、事業名の先頭に「★」マークを付与しています

【流用執行事業の表示】

次ページ以降の資料に記載される事業のうち、流用により予算執行を行った経費が含まれる事業については、事業名の先頭に「○」マークを付与しています

※ 流用は支出科目の更正のための節の組替等全て含む

【財源内訳の説明】

次ページ以降の資料の（財源内訳）には、下記の金額を計上しています

左の財源内訳			
国県	地方債	その他	一般財源

○（国県）には以下の財源を計上しています

- ・国庫負担金・県負担金
--- 国または県が法令等に基づき、義務的に負担するもの
(例) 生活保護費国庫負担金
- ・国庫補助金・県補助金
--- 国または県が法令等に基づき、市町村事務経費の一定割合を補助するもの
(例) 道路橋梁費国庫補助金、児童福祉費県補助金
- ・国庫委託金・県委託金
--- 国または県から委託されて実施する事務経費の財源
(例) 統計調査費国庫委託金、選挙費県委託金

○（地方債）には以下の財源を計上しています

- ・建設事業等の財源とするための借入金

○（その他）には以下の財源を計上しています

- ・特定の事業の財源となるもののうち、（国県）（地方債）を除くものを計上しています
--- (例) 施設の管理経費に充てる施設使用料、保育所の運営費に充てる保育料

○（一般財源）には以下の金額を計上しています

- ・（国県）（地方債）（その他）など、事業に充てる特定の収入（特定財源）以外に必要な金額を示します
- ・一般財源部分は、用途が限定されない収入である「市税」「譲与税」「地方交付税」等により賄われることとなります

[歳出]

(単位：千円)

款・項・目・所管及び説明 (予算説明書ページ)	補正前	補正額	左の財源内訳			
			国県	地方債	その他	一般財源
(款) 55教育費	60,926,423	▲ 18,774	▲ 12,516			▲ 6,258
(項) 40社会教育費	2,442,076	▲ 18,774	▲ 12,516			▲ 6,258
(目) 25青少年教育費 (P61)	1,384,910	▲ 18,774	▲ 12,516			▲ 6,258
(青少年教育課)	(1,160,825)	(▲ 18,774)	(▲ 12,516)			(▲ 6,258)
1 児童育成クラブ管理運営経費 利用者負担金システム構築業務委託 委託料▲18,642等	1,106,500	▲ 18,774	▲ 12,516			▲ 6,258